

文書質問への回答書

受付番号	令和2年第3号
提出議員	松本長治議員（会派：恵風会）
件名	新型コロナウイルス感染症が心配される状況下での、災害避難対策について
質問内容	<p>近年、特に心配されている豪雨による災害や地震など、避難を余儀なくされる場合、従来から計画されている避難対策と、今回の新型コロナウイルス感染症による感染リスク対策を考えると、非常に難しい対応が求められると思います。</p> <p>そこで、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の避難対策についての考え方と、それぞれ条件の違う場所にお住まいの市民の方に対し、情報共有をはじめ避難対策を充実・浸透させていかれるお考えか、お伺いします。</p>
回答部局	防災危機管理局

【回答内容】

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策については、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密の回避」といった新しい生活様式と整合した避難所運営が感染防止の基本となります。これに加え、社会的距離がとれるだけの避難スペースの確保、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理が重要となり、内閣府が示す新型コロナウイルス感染症対応の資料を参考に、感染対策を行っていきます。

避難スペースの確保については、すでに現在1人当たり2㎡としている床面積を、社会的距離の確保のために、倍の4㎡に増やしても大規模災害の想定人数が避難できるだけの避難スペースを確保しており、現行の避難所で対応出来るよう準備しております。

避難所の衛生管理対策については、マスクや消毒液、非接触型体温計等の確保や、家族ごとに2m以上の間隔を空けながら、一般避難者及び要配慮者、体調不良者毎に避難スペースを分けるなどの工夫を行います。

避難者の健康管理対策については、受け入れ時の健康観察票による体調把握や毎日の検温実施など行うとともに、感染防止のための避難所派遣職員への研修や大規模災害に備えてフェイスシールド等必要な備品の調達等の準備を進めています。

市民への広報につきましては、これから本格的な出水期に入るため、感染症予防対策を踏まえた避難の方法や準備物等について啓発チラシを作成し、特別定額給付金の給付決定通知書に同封するとともに安心・安全メールやホームページを活用して広く周知を行って参ります。

なお、現在、滋賀県において、避難所として利用できる宿泊施設のリスト化が進められていますので、今後は、県内の感染状況を見極めながら、ホテル等を利用した避難についても検討していきます。